

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ゆめぼるとのキャンセルに関して	土曜日に、申し込みが集中するのは分かるが、最近その土曜日のキャンセルが日増しに増え続けているように感じる。それも、毎月ひと月前位に繰り返されているような気がする。キャンセルするのであれば、早めに削除してほしいと思う。また、同じ市内の公共施設を同じ日に複数使用することが可能なか教えてほしい。	ゆめぼるとは、平成25年8月に大井総合支所内の保健センター分室開設に伴い、市民の皆様にも活用いただけるよう設置した施設です。おかげさまで開設以来、月平均約14件のご利用があり、大変ご好評をいただいております。今回ご指摘いただきました予約した団体がキャンセルを続けることにより、利用したい他の団体が予約を入れられないという状況については、当該キャンセル等の実態の把握に努めるとともに、施設利用者に対しまして、窓口等において利用や予約についてのマナー向上を呼びかけてまいります。なお、いただいたご提案につきましましては、他の施設とも情報を共有し利用マナーの向上に努めてまいります。併せてご質問のありました同じ団体が同じ日に複数の市内公共施設を予約することについては、現在のところ、本市の公共施設予約システムにおいてチェックする機能は備えておりませんが、どのような対策が可能か検討してまいります。	市民窓口課
保育園入所時の就労証明書について	<p>現在、子供を保育園に通わせている。周囲に待機児童となっている家庭もあるなか、通園していると回りの家庭も見えてくるため、不公平感がありいろいろ考えさせられる。</p> <p>●不正を未然に防ぐ為、就労証明書に以下記載をする 「就労証明書の情報と収入状況（課税状況）を照合する事があります」提案理由は、保育園の入所（継続）時に就労証明書を提出する。サラリーマンや公務員は不正が出来ないが、周囲を見渡すと自営やアルバイトで就労時間の水増しが疑われるケースが散見される。常識があり、上記記載を理解出来る人は、所得金額のつじつまが合わなくなるので不正を思いとどまると考える。市民税徴収においても、波及効果があるのではないかと思う。以下、関連する内容についても是正され、正直に生活している人が不公平感を感じない事を願う。就労時間と所得金額が県の最低賃金を下回るなど明らかにおかしい証明書も通っている事。両親共働きで就労しているはずなのに、保育金額から推定する税務上の所得金額が明らかに少ないケース。（詳しくは分からないが無申告??）</p>	<p>就労証明書に「就労証明書の情報と収入状況（課税状況）を照合する事があります」と記載するという提案でございますが、保育所は保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする施設でございます。そして、就労証明書は、保護者が働いていることを証明する書類ですので、自営業の方につきましてはご自身がご自分を証明することになることから、裏づけとなる収入実績のわかる書類の提出も併せてお願いしているところでございます。その際、支給総額等に疑義が生じた場合には、より詳細な書類を個別に改めて確認をさせていただいております。なお、就労証明書には、「2.証明内容に虚偽の記載があった場合は、入所決定の取り消し又は退所していただくことがあります。」と記載し、不正の抑止を図っています。引き続き、保育所入所に関して正直に生活している人が不公平感を抱かないよう、入所状況の確認につとめてまいりますので、今後とも市政に対しまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	保育課

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
市役所職員の対応について	<p>本日、国民健康保険に入りたいと市役所に行きましたが、その時の対応が非常に不快だった。受付で対応してくれず、待合の椅子で事情などを聞かれたのですが、他の方が周りにたくさんいるのに事情をおおっ広げに話さなくてはいけなかったこと。喪失証明が会社から送られてないため、入れないということはわかったが、それでも早く保険証が欲しいためどうしたらいいのかと聞くと、すごく不機嫌に「そんなにすぐ病院に行きたいですか?」と言われた。どうして私が病院に行きたい理由まで、たくさんの方がいる待合の椅子で話さなくてはいけないのか。また、番号札を取って待っていたのだが、受付で対応してくれないのなら何のための番号なのか。納得がいかない。</p>	<p>国民健康保険のお手続きの対応につきまして、ご不快な思いをおかけしたことをお詫び申し上げます。窓口が混雑しているときには、待合の椅子で事前に用件をお伺いさせていただき、窓口での手続きが円滑に進められるよう対応をさせていただいているところですが、このたびは、ご本人様と待合にいらっしゃる周りの方々のプライバシーに対する配慮が欠けておりました。今回のご指摘を踏まえ、プライバシーに配慮した対応を心がけるよう、指導を徹底してまいります。番号札につきましては、順番にお呼びさせていただいているところですが、お待ちいただいている方がご不在などの場合は、次の方をお呼びさせていただくことがございます。その後のお呼び出しにつきましては、最初に対応した職員の手が空きましたらすぐにお呼びするなど、再度番号札をお取りいただくことのないよう指導してまいります。</p>	人事課
認定区分調査について	<p>ふじみ野市に転入し、半身不随である父の要介護認定を申請した。申請から調査そして認定まで2カ月も要したのは致し方ないにしても、呆れたのはその結果である。通知に「要介護1」と記載されていたのだ。前に住んでいた市で何年間も要介護3から4で認定を受けていたにもかかわらずだ。そもそも、何年間も車椅子をレンタルしている事実を把握しておきながら、要介護1（概ね車椅子レンタルが認められない）の判定を下すとは、絶句してしまう。自治体間の情報共有システムを確立すべきではないか。</p>	<p>介護認定につきましては、認定調査と主治医の意見書に基づき行っております。審査判定時は医師等で構成される介護認定審査会において双方の書面の慎重な精査を行っているところですが、以前の認定結果を引き継ぐものではなく、改めて判定することになっております。要介護認定は、全国同一のシステムで実施しております。介護認定にあたっては、対象者の状態のほか、介護に要する時間等により判定しておりますので、以前と異なった介護度となる場合もあることをご理解いただきたく、お願いいたします。</p>	高齢福祉課
駐輪場	<p>ふじみ野市内の駐輪場にはなぜ屋根付きのものがいないのか。あれば利用したいのだが、雨が降るかも考えると利用できないので、検討してほしい。</p>	<p>現在市内には、5カ所の自転車駐輪場があり、その内、サービスセンター駐輪場は屋根付き、大井陸橋下駐輪場は高架下であるため、雨に濡れずに利用できます。詳細につきましては、お手数ですが都市計画課（電話：049-220-2072）へお問い合わせくださいようお願いいたします。そのほかの3カ所の自転車駐輪場につきましては、その費用を現在の駐輪料金に転嫁せざるえなくなり、上げる方向での見直しが必要となります。また、他の駐輪場の料金水準を考慮する中で、現行の料金を維持することが必要と考えております。このようなことから、現段階で屋根を設置することは難しい状況ではありますが、いただいたご提案は長期的に見た貴重な課題とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	都市計画課

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
停電時の市の対応について	<p>本日6時半ごろからの雷により1時間半ほど市内の数力所で停電があった。その時、我が家は夕飯を食べている途中だった。電気がいつ復旧するかわからないので、ご近所の人たちは外で集まったり、家から一歩も出ず不安で家族に電話をしている人や懐中電灯が無くてロウソクをつけていた人などみんな全く情報がなくて不安な時間を過ごしていた。工事に来ていた東京電力の方に聞くといただいたの復旧時間を教えていただき安心できたので、何時ごろに復旧するのか熱中症に気をつけましょうとかを市内放送をしたり防犯パトロールカーを使って地域をまわったりするのが必要かと思った。市民の不安を減らすために復旧までの時間などの情報を市から連絡してほしい。</p>	<p>先日の落雷の停電に伴うご意見にお答えします。突然の停電により市民の皆様におかれましては、さぞ不安なお気持ちになられたことと思います。停電時に少しでも不安を和らげていただくため、復旧までの時間などをお伝えするべきというご提案の主旨はごもっともであると考えております。ご意見にあります市内放送の実施につきましては、電力復旧までの限られた時間の中、情報収集、体制整備等に時間を要し、放送内容の正確性や、実施の統一性を欠く事で、市民の皆様への不安を募らせてしまうこと等を考慮すると、停電に対する放送の実施は、課題が多く難しいものとして認識しております。また、防犯パトロールカーの活用につきましては、埼玉県警察から登録を受けた市民ボランティアの方々による、実質的な運用がされており、突発的な事案等に対し、対応が困難な状況にあります。つきましては、上記2点を踏まえ、現在ふじみ野市で運用している「Fメール、Twitter、Facebook」等のSNSを活用した停電情報の発信について実施が可能であるか、手段として効果的であるかを実証も踏まえ検討していきたいと考えております。また、電力供給を所管する東京電力株式会社に対し、発生原因の特定、連絡体制や再発防止の強化について要請をしたところでございますが、今回の貴重なご意見を踏まえ、再度、対象地域への一層の周知拡大と複数の手段を用いた情報発信、対応の迅速化について、申入れを行ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>危機管理防災課</p>
節水について	<p>以前より気になっていましたが公園や噴水。10%取水制限がすでに始まっている。公園での子供の水遊び、悪ふざけしながら母親も傍にいながら無関心。公園に来る人達は基本的に近くの方達。汚れたら家に帰って洗えばいいと思う。いずれにしろ、水不足の時は市役所が率先して水の節約に貢献すべきだと思う。そして市民も水不足を強く認識して節水に協力すると思うが。水不足の3文字に誰もクレームは言えないと思う。</p>	<p>近年、「猛暑日」という新しい気象用語が誕生したように、非常に暑い日が増えております。その中で、福岡中央公園の噴水は、身近で気軽に涼を感じることができる施設として、多くの市民の皆様親しまれているところでございます。なお、当噴水につきましては、水も溜まらず足元に段差もないため安全性も高く、設置以来、小さなお子様連れの皆様にも好評で、夏を迎えるごとに多くの皆様から噴水の開始を望む声を頂いております。今年におきましても、水系の渇水状況に注視しながら実施してまいりましたが、7月21日に荒川水系の20%の取水制限がかかりました。そこで、提案にもありますように24日から流水を中止いたしました。再開につきましては、取水制限の状況などを考慮しながら、決定してまいります。</p>	<p>公園緑地課</p>
上福岡図書館館内巡回の強化	<p>7月8日（土）、上福岡図書館を利用した際、男性二人が椅子に座り世間話をした後、一人の男性が壁のコンセントからスマートフォンに充電をし始めた。私が充電はダメですと言うと、何でお前からがそんなことを言われなきゃいけないんだと声を荒げ、もう一人の男も同様に、お前何言ってるんだ、と言ってきた。この間職員は誰も来なかった。本来なら職員が充電を注意すべきではないか。もっと館内の巡回を強化して欲しい。また、館内のコンセントは充電が出来ないよう封印してある所もある。これを全てのコンセントに展開して欲しい。最後に、図書館に出入りしている不審な人物（本は読んでいない）がいることを、市長としてどう考えているのかも聞かせて欲しい。</p>	<p>この度、上福岡図書館をご利用いただいた際、ご不快な思いや、危険を感じさせてしまうこととなりましたことについて、お詫びいたします。ご意見をいただきました図書館内においてスマートフォンに充電をしていた方がいた際のスタッフ対応についてお答えします。まず、上福岡図書館につきましては、より効果的・効率的な管理を行うため、その管理を民間の能力を活用し、行っているところでございます。館内の巡回につきましては、上福岡図書館のスタッフに確認したところ、1日に4回のほか館長、副館長が不定期に見回りを行っているとのことでした。しかし、この度、このようなことが生じてしまい、大変申し訳なく思っております。今後、このようなことが生じないようにするため、館内のコンセントにつきましては、所定のパソコン使用席以外ではご遠慮いただいていることから、館内のコンセントに蓋をするキャップをつけ、充電はご遠慮いただくことがわかるように表示をするよう、担当課を通じて指示をいたしました。最後のご質問に関しまして、図書館はすべての市民に開かれた施設であり、誰もが利用できる地域の情報拠点であります。多くの方が利用される施設でありますので、利用される方には他の利用者に迷惑になるような行為は控えていただくよう意識啓発に努め、誰もが気持ちよく利用できる図書館にしたいと考えております。万が一、他の利用者の迷惑になる行為があった際はスタッフが対応いたします。スタッフの目が届かない時に、お気づきの点がございましたら、お手数をおかけしますが、その場でお知らせくださいますようお願い申し上げます。スタッフからその方に声をかけ、利用方法についてのご案内や注意をしてまいりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。今後におきましても市民の皆さんがさらに利用しやすい図書館となるよう、努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>大井図書館</p>

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ファミリーサポート提供活動について	<p>先日、救急講座1の講習会を受けた。とても素晴らしい内容で入間東部地区消防組合の方には大変お世話になりありがたかった。その時に、前回の交流会時に話題になった市に問い合わせしてみると言っていたことについて聞いたところ、市から返答がないと言われた。報告書提出については、本当に困っている。郵送可で切手代を負担してほしい。</p>	<p>ホームページへの掲載が遅れてしまったことをお詫び申し上げます。ご提案いただきましたファミリー・サポート・センターの提供活動についてでございますが、指定管理者より、報酬や報告書の提出方法について提供会員様からご意見をいただいている旨の報告を受けており、報告書の提出につきましては、提供会員の皆様の利便性を高めるため、9月からFAXによる報告が可能となるよう、現在、準備をしているところでございます。また、援助活動につきましては、軽易でかつ短期的、補助的なものとしており、ご提出いただいております報告書からも30分以内の利用者が多くいる状況であると認識しているため、当分の間は報酬額を変更せず、据え置かせていただきたいと考えております。なお、市の担当窓口は子育て支援課（TEL：262-9033）となりますので、大変恐縮ですがご不明な点等ございましたら、ご連絡いただければ幸いです。今後もファミリー・サポート・センターの充実と改善を図るべく検討を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>	子育て支援課
職員の対応について	<p>(1) 窓口や電話などで誤った説明をされ、後でお金を多く負担しなくてはいけなくなってしまうことがあるが、説明について謝っていただいても結局、「規則なので、決まりなので」と、その分のお金を負担しなくてはいけないことに納得がいかない。そういった場合のお金の減額や免除ができるようにする条例なり規則を作ってほしい。</p> <p>(2) 国保税にしても市民税にしてもそうだが、納税通知書の書式が分かりにくく、パッと見ただけではいくら払えばいいのか分からない。もっと分かりやすい書式に変更することを検討してほしい。</p> <p>(3) 市民の質問に対して、キチンと説明できる職員を配置してほしい。最初の提案にも書いたが、ただ、「規則で決まっているから」だけでは、説明になっていない。その決まりがどういった経緯で決まったものなのかをよく理解した上で説明してほしい。また、職員に対してそういったことを教育するシステム作りを考えてほしい。</p> <p>(4) 市役所に市民からのクレームをまとめて聴いてくれるような部署の設置をしてほしい。</p>	<p>まず、ご提案の1点目、「誤った説明により負担する金額が増えた場合、その分の金額を減額または免除する条例や規則を作してほしい」ということにつきましてお答えいたします。担当課に確認いたしましたところ、この度は、国民健康保険から社会保険に切り替わる場合の国民健康保険税の精算額の件で、当初、7月18日にご就職されるということで国民健康保険税は6月分までかかる旨、ご説明をさせていただいたとのことでした。しかしながら、今回、社会保険に切り替わる日が8月1日であることが判明したため、国民健康保険税が7月分までかかることを改めてご説明させていただいたということでした。当初の説明で社会保険に切り替わる日をきちんと確認せずにご説明してしまったことにつきましては、お詫びを申し上げます。国民健康保険の資格取得や喪失の日は、国民健康保険法で定められておりますので、その説明が誤っていたからといって、条例や規則でその日を変えられるようにすることはできません。今後は、事実が発生する日をよく確認してからご説明することを職員に対して徹底してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、ご提案の2点目である「納税通知書の書式が分かりにくい」とのご指摘につきましては、いただきましたご意見を踏まえ、他市町村の納税通知書等も参考にしながら、より分かりやすい表記に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、ご提案の3点目につきまして、本市職員の接遇については、お困りの市民の方に対しては、積極的にお声をかけさせていただき、「職員一人ひとりが市役所の顔である」という自覚を持って、日々の業務を行っております。しかしながら、「条例・規則で決まっているから」では、言葉足らずであることはご指摘のとおりでございます。いずれにしてもご不快な思いをさせてしまった事実は、しっかり反省するとともに、今後においても市民の皆さまに分かりやすい言葉で説明できるよう、引き続き知識の習得と接遇研修の更なる充実、また、OJT研修をはじめとする教育システムの構築を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、ご提案の4点目につきまして、市民の方が複数にまたがる課の業務についてご意見等がある場合は、「市政への提案」窓口であります広報広聴課にお越し願います。広報広聴課窓口でお話を拝聴した後、担当課にご案内する等の対応をとらせていただきます。</p>	人事課

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ふじみ野市職員の不十分な仕事について	ふじみ野市の広報板に「巡回 最新出土品展」のポスターが貼ってあり、掲示期限が「29 8 34」となっている。ぜひ、市長もこのポスターを見て、ふじみ野市職員がどれだけ不十分な仕事をしているかを認識して頂きたい。その上で、なぜこの日付になったのか、なぜ存在しない日付のまま掲示したのかを回答願いたい。このように、ふじみ野市職員の不十分な仕事を目にする度に、市長が不十分なことから職員も不十分なことになると思えてならない。	広報掲示物の日付表示が誤っていた件につきまして、ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。担当課に確認しましたところ、許可印の日付を合わせる際に数字の「1」と「4」を誤認識した結果、このような表示となってしまったとのことです。ご提案をいただいてすぐ表示を改めるよう指示をいたしました。また、併せて今後このような事態がおこらないよう厳重なチェックの徹底を再度指示いたしましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。	広報広聴課
七夕祭り 提灯設置業者の喫煙について	先日、サンロード商店街で七夕祭り用の提灯を設置していた業者2名が喫煙していた。サンロード商店街の通りは路上喫煙禁止区域になっている。業者が喫煙していることをふじみ野市産業振興課へ問い合わせると、業者へ路上喫煙禁止地域であることを伝えてなかった、業者が知っていると思っていたと回答があった。これは市職員の怠慢であり、危機意識が欠如している。知っていると思っていた、大丈夫だと思っていたという考えは、大きな事故に繋がる。2006年に起きたプール事故も、このような考えが根底にあったから事故が起こったのではないか。今一度、ふじみ野市の全職員へ危機意識を持つよう徹底して頂きたい。また、設置にあっていた業者は、梯子での高所作業をしているのに、ヘルメットを着用していなかった。安全管理が出来ていない業者へ市の仕事を任せるのは辞めるべきである。	サンロード商店街での提灯設置業者による喫煙について、市からの指導が徹底しておらず誠に申し訳ありませんでした。また、ご指摘いただいた職員の今回の対応につきましては、不適切であり、危機意識の欠如であったこと深くお詫び申し上げます。今後、このようなことの無いよう全職員へ危機意識を持つよう徹底するとともに、委託業者への安全管理の指導についても徹底してまいりまいる所存でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	産業振興課
病児保育について	市内にある病児保育は満1歳からだ。保育園が0歳からOKならば、病児保育も0歳から受け入れてほしい。そうでないと病気の時仕事に行けない。0歳が一番病気にかかりやすいのに1歳からの理由を教えてください。東京都杉並区では0歳からOKと聞いた。	病児保育室がなぜ満1歳からしか利用ができないのかというお問い合わせの件でございますが、ふじみ野市は富士見市、三芳町と連携して二市一町の住民が共同で利用可能な病児保育事業を行っており、先行して実施しておりました富士見市針ヶ谷保育園の病後児保育室の制度に合わせ、亀久保ひまわり保育園で始める際も満1歳からとさせていただきます。現在、平成28年4月に開所した医療機関併設型病児保育室すこやか（富士見市東みずほ台2-16-9電話049-265-5833）では生後6ヶ月からご利用が可能となっております。今回いただきました市内病児保育室の利用対象年齢の引き下げについてのご提案は貴重なものにとらえ、検討課題とさせていただきますのでご理解くださいますようお願いいたします。今後も、皆様のご意見やご提案を頂きながら、子育てがしやすいまちを目指してまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	保育課

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ドッグラン内日除け撤去について	ドッグラン内の日除けについて、倒れた時に危険なため撤去をした方がよいとの意見があったようだ、それに対して大反対だ。設置当初からドッグラン内には、会費を積み立てて会員によって日除けを設置しふじみ野市も日除けがあることは承知していたにもかかわらず、今回1人からの意見があったことにより、日除けを撤去せよとは理不尽極まりない。真夏の時期、日除けは人・犬にとって熱中症を防ぐためにも必要だ。会員の設置した日除けが安全性に問題があるのであれば、市が責任を持って台風にも耐えられる頑丈な日除けの設置または大木による日陰の確保をお願いしたい。	愛犬家協会におかれましては、日頃、ドッグランの運営について、利用者の会員管理から除草作業等まで適正に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。この度のご指摘であるドッグラン内に愛犬家協会会員の皆様が設置した日除けにつきまして、特に真夏の炎天下の利用の際は、その必要性について十分理解できるものでございます。一方、安全性についても、公共施設の安全性を最優先課題としている本市にとって重要な視点でございます。この日除けについては現在、市と愛犬家協会で協議をしているところであり、どのような方法が良いかよく話し合い、方向性を検討したいと思っておりますので、会員の皆様におかれましては引き続き、ドッグランの運営にご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、ご不明点などございましたら大変恐縮ですが、担当の環境課（TEL：262-9021）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。	環境課
ふじみん号について	9月1日（金曜日）、cコース（東原）、うれし野ソコ前午後4時58分発に乗車しようと子ども二人でバスを待っていた。バスは時間通りに来たようだが、停車もせず、乗車するか声掛けもせず通り過ぎてしまったと子どもから聞いた。すぐに都市計画課に連絡したが、その対応にも不満がある。また、同じようなことも起こるのではと思い、安心して利用できないので、どうしてこのようなことになったのか、今後はどう改善していくのか回答がいただきたい。子どもだけの利用はできないのか。また満員の場合はどうなるのか併せて教えてほしい。	この度はご迷惑と不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。今回ドライバーが、お待ちのお客様に気がかかず通過してしまいましたが、ふじみん号は小学生以上でしたらお子様だけのご利用も可能です。二度とこのような事を繰り返さないために、今後は全ての停留所で停止するとともに、お客様と思われる方がいた場合はお声がけをするように、担当課を通じドライバーを指導いたしましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、ふじみん号は満員の場合などに、予備車を臨時便として運行しております。しかしながら、今回は手配に時間を要してしまい、お子様にご利用いただくことができずご迷惑をおかけしました。ふじみん号を多くの方にもっと便利で快適にご利用いただけるよう改善を続けてまいりますので、今後とも市政に対しまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	都市計画課
集団がん検診について	集団乳がん検診の実施はとてもありがたいことだが、乳幼児がいるお母さんが気軽に受けに行けないことが残念だと思う。電話で担当者に問い合わせたところ、保育はなく、検査室に乳幼児を同伴させることはできないので、家族の誰かに見てもらうしかないと言われた。子供を見てくれる家族がいない人は検査を受けることがむずかしいのではないかと。市の行う催し物で保育つきのものはいくつかあるのに、なぜ乳がん検診に保育をつけることはできないのか？保育とまでいなくても、必要最低限の検査のときのみあなたが見ただけで大変助かるのだが。テレビでも乳がん検診を受けることの大切さがたびたび訴えられている。乳幼児のお母さんも気軽に受けに行ける仕組みを作っていただけると大変ありがたい。また、どうしてもむりな場合、集団乳がん検査の案内のところにその旨(子連れで検査を受けられないこと)をわかりやすく書いていただけるとありがたい。	乳がん検診は、がんの早期発見と早期治療により市民の健康を守ることを目的として、30歳以上の女性の方を対象に実施しています。多くの方に受診していただけるように、受診環境の整備を行い、インターネットによる申し込みの導入や土日開催などを行っております。しかしながら、ご指摘にあるような保育については、現状では実施しておりません。市としても、事業の対象が乳幼児の保護者のみの対象である場合などは保育を行う事もございますが、集団乳がん検診の場合は保育を必要とされる受診者の割合を考えると、限られた予算の中では配置は難しい現状でございます。また、検査中の少しの間だけでも、誰かがお子さんを見ていてくれればとのことについてですが、市としても何とかご協力をしたところではあります。集団検診の安全な実施という面を考えると、保育の実施については難しい状況でございます。このようなことから、保育についてのお問い合わせの際は、保育は出来ないことと、ご家族などなたかにご協力をいただけないかという事をお伝えしております。また、市ホームページや配布チラシにも保育がないことは明記するようにしております。しかしながら、子育て中のお忙しい中でもご自身の健康管理について真剣に考え、検診を受診しようという事はとても大切なことですので、今回提案いただきました内容は今後検討させていただきたいと考えております。	保健センター

平成29年7～9月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
<p>亀久保神明神社交差点の車のふるまい</p>	<p>国道254号線亀久保神明社の交差点では254号線赤で歩行者横断中に横断歩道内に多数の車が進入して非常に危険なことになっている。亀久保交差点右折車が抜け道として使っているためだ。歩行者、自転車用信号が青なのに背後から多数の車が進入する。早急に対策をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘をいただきました場所に関しまして、交差点の改良や横断歩道の変更等が抜本的な対策であると考えております。このため、国道254号線の管理者である埼玉県川越県土整備事務所と横断歩道を管理している埼玉県公安委員会に要望してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>校庭の開放</p>	<p>小学校や中学校の校庭を夜間や休日に開放してほしい。警備上の問題はあっても市民の健康効果のほうが大きいと思う。グラウンドを自由に走ったり、鉄棒にぶらさがったりすることは健康増進にとっても良い結果が出る。</p>	<p>日頃より本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。いただいたご意見にあるとおり、「グラウンドを自由に走ったり、鉄棒にぶら下がったりする事」は、健康によいことであると思います。しかしながら、夜間や休日における個人の自由な利用につきましては、ガラスが割れるような事態だけでなく、盗難など様々な事態に備えた警備上の問題があります。また、特に夜間の場合は、ケガや事故などの安全対策や、照明設備の整備も課題となっております。このためあらゆる市民の皆様の安全・安心を踏まえ、原則として許可しておりませんので何卒ご理解くださいますようお願いいたします。なお、団体については、登録した上でご利用いただくことができます。校庭の貸し出しについては、文化・スポーツ振興課（TEL：049-220-2090）が窓口となります。お手数をおかけしますが、利用の可否等、詳しくはこちらにお問い合わせくださいますようお願いいたします。</p>	<p>文化・スポーツ振興課</p>